委託業務仕様書

1 業務名

大倉山ジャンプ競技場等改修計画検討業務

2 背景及び目的

大倉山ジャンプ競技場(ラージヒル)および宮の森ジャンプ競技場(ノーマルヒル)は、これまで様々な国際大会が開催され、また、国が指定するナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点 (NTC) として選手の強化や育成の拠点にもなっている。さらには、オリンピックミュージアムが併設されるなど市内有数の観光施設にもなっている。

そうしたなか、両ジャンプ競技場は、ジャンプ台の形状が現行の国際競技規則に適合 しておらず、今後、継続して国際大会を誘致できない可能性がある。

本業務は、ウインタースポーツ都市札幌を象徴する両競技場が、今後もその機能や価値を維持・向上していくため、今後の大規模改修に向けた将来的な在り方を検討するとともに技術的な検討を行うことを目的とする。

3 業務内容

(1) 現状・課題の整理

両ジャンプ競技場(別添:位置図参照)における現状と課題について、下記に掲げる項目を基本として整理すること。整理に当たって、下記以外に考慮すべき項目がある場合は積極的に提案すること。

- 歷史
- ・立地状況 (周辺を含む)
- ・両ジャンプ競技場の地域住民との関わり
- ・大会開催状況(国外・国内)
- ・選手の強化、育成に係る利用状況
- 観光客数
- ・競技運営上の課題(競技団体等からの意見等を委託者と分担して整理する)

(2) 改修の方向性の検討

現状・課題や両競技場の立地、ライフサイクルコスト等、総合的な検討を行い、改 修の方向性の案を示すこと。なお、札幌市ではこれまで、ラージヒルにノーマルヒ ルを併設することも計画してきたことから、これを選択肢に含め、単独改修する場合と比較検討を行うこと。また、次項(3)以降はこの結果に基づき検討を進めること。

(3) 施設計画の検討

ア) 計画諸元

ヒルサイズ、K点、傾斜角度、傾斜曲線、土地面積(施工時の一時利用含む)、 観客エリア面積等

イ) 平面図・縦断図

現行の国際競技規則や既存施設の配置状況、これまでの札幌市の検討状況や関係団体との協議経過等を踏まえ、地形図をベースとして平面図・縦断図を検討すること。

ウ) 関係団体協議

本業務期間内において、競技団体等と協議を行う予定であることから、委託者 と分担のうえ協議資料を作成し、協議結果を検討に反映すること。協議回数は3 回程度を想定しており、必要に応じて受託者も同席すること。

エ) 風対策の検討

大倉山ジャンプ競技場は、競技団体から不規則な風への対策が求められている ことから、改修にあわせた風対策を検討すること。検討に当たっては既存の風向・ 風速計 (7個所)を活用し、現状を把握したうえで検討を進めること。

ただし、既存機器には記録機能が付いていないため、委託者と協議の上、受託者において記録機能を追加したうえで対策を検討すること。

(既存規格: 3次元超音波風向風速計SAT-600 (株) ソニック製)

オ) イメージパース

3方向程度のイメージパースを作成すること。

(4) 概算事業費の算出

各工種の細目毎に単価、概算数量から概算事業費を算出すること。(建築・設備含む)

(5) 事業手法に係る民間ヒアリング調査

PPP/PFIの検討に向け、ノウハウや実績のある民間事業者にヒアリング調査を行い、 PFI 導入に向けた事業性を把握すること。

【調査前提】

- ・民間事業者の参加意向や付帯事業提案の可能性、その他の意見聴取を行うこと。
- ・大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場の両競技場を対象として実施するものとする。
- ・ヒアリング項目の検討に当たっては、現在、札幌振興公社が指定管理者として 維持管理を行っていることを考慮すること。

(札幌振興公社所有物件:リフト、オリンピックミュージアムアネックス)

・具体的な事業手法の検討は、「札幌市 PPP/PFI 活用方針」および「札幌市 PPP/PFI 優先的検討指針」等に基づき札幌市が行うことから、担当職員と密に打合せを 行ったうえで調査を実施すること。

(6) 事業スケジュールの立案

施設計画や事業手法に応じた整備スケジュールを立案すること。立案に当たっては作業日数の算出は工種ごと(建築・設備分を含む)の数量をもとに算出すること。

また、例年開催されている大会等を継続して実施するため冬期間を休工期間とすること、2028年末に国際スキー連盟 (FIS) の公認更新が予定されていることを考慮すること。

(7) 経済波及効果の推計

市内への経済波及効果(直接効果、第一次間接波及効果、第二次間接波及効果、付加価値誘発効果、雇用誘発効果、税収効果)を推測すること。

(8) 技術的検討

上記(3)の技術的な詳細検討として、施工性、経済性、維持管理性、安全性、競技環境、自然環境等を総合的に勘案し、下記①~⑧の検討を行うこと。なお、検討過程で使用した、根拠文献(技術基準、要領、指針等)は項目毎に明示にすること。

あわせて、本事業は急斜面での難易度が高い工事となること(斜面での施工や狭隘な作業スペース、複雑な仮設計画、毎年の競技シーズンで大会を開催しながらの施工など)が予想されるため、市内での改修実績や他都市の事例を参考に、施工を想定した課題抽出と対策の検討を行うこと。

【全体共通】

- ① 関連して改修が必要となる付帯施設(建築・機械・電気)の選定
 - ・既存と新設をどのように使い分けて運用するか、区分分けして整理すること。

【土木工事】

② 横断図

- ・(3)で作成する平面図、断面図にあわせて、測点 20m ピッチごとに横断図を 作成すること。
- ③ 施工概要図
 - ・実際の施工を想定し、使用機械、施工方法、仮設計画等を作成すること。
- ④ 構造物(のり面、擁壁、観客席等)一般図
 - ・現地状況や荷重条件などに対する最適構造形式を示すこと。
- ⑤ 排水概要図
 - ・排水ルートや勾配、構造等を検討すること。

【建築工事】

- ⑥ 付帯施設の施設計画
 - ・①にて整理した付帯施設について検討・整理を行い、施設計画(平面・立面・ 断面程度)を作成すること。

なお、検討・整理にあたっては、建築基準法等の関係法令のほか以下の項 目について考慮すること。

- ア 最新の国際競技規則における要求施設等の寸法、面積、天井高さ等
- イ 必要諸室及び必要面積
- ウ 施設規模(面積・階数・高さ等)
- エ 付帯施設までの動線計画
- オ 施設内の動線計画・用途のゾーニング
- カ 構造計画
- キ 平面計画、断面計画 施設計画にあたっては、以下の項目についても考慮し、検討すること。
- ク 環境影響評価(日影、景観、道路交通等)
- ケ 省エネ・低炭素化
- コ 長寿命化
- サ 防災計画
- シ ユニバーサルデザイン等への配慮
- ス メタバース等を想定した情報通信技術の導入

【設備(機械電気)工事】

- ⑦ 既存設備等の現状及び影響調査
 - ・敷地内外の既存設備等の現状を確認し、影響を調査すること。調査の結果、 既存設備の改修が必要となる場合は、改修案の検討を行うこと。

なお、既存設備への影響について主に以下の点について調査することとし、 調査にあたっては、関係法令、競技規則等の確認や関係団体へヒアリングを 行うこと。

- ア 強電設備(受変電設備等)
- イ 弱電設備(通信設備等)
- ウ 給排水設備
- 工 空調設備
- 才 消火設備
- カ自動制御設備
- キ 昇降機設備
- ク 冷凍機設備

※各埋設設備含む

⑧ 設備関係諸室の必要スペース検討

強電設備(受変電設備等)、弱電設備(通信設備等)、給排水設備、空調設備、消火設備、自動制御設備、昇降機設備、冷凍機設備、DS・PS・EPS等設備諸室に関する必要スペースの確保、メンテナンス性及び改修性に配慮すること

(9) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめること。報告書は、整理した資料やコントロールポイント、根拠文献など検討過程が分かるよう整理すること。

4 履行期間

契約締結の日から令和6年3月27日(水)まで

ただし、3-(3)施設計画の検討は令和5年10月中旬までに素案をまとめること。

5 成果品

- 報告書 ア 出力稿(紙媒体) 2 部(可能な限り古紙再生率 100% とする。) イ 電子データ(DVD-R 等) 1 組
- ※電子媒体には印刷用一式データとして PDF 形式でまとめたファイル及び元データを全て記録し、ファイル名の明確化や成果物目次等に併せてフォルダ分けを行うなど、わかりやすく整理すること

6 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン 指定品を使用すること。
- (6) 特定業務(設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務)に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

7 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。

- (5) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示 についても同様とする。
- (6) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、版権、印刷物及び提出された原稿・データ に関する権利は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行 うことを禁じる。
- (7) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により 適正に処理すること。また、事故等により生じた損害の一切は受託者の負担とする。
- (8) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切に取扱うこと。
- (9) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を遵守すること。
- (10) 本業務の遂行にあたっては、当部が発注する他の業務の内容と十分に調整しながら進めること。

8 参考文献

- (1) 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン
 https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/index.html
- (2) 札幌市スポーツ推進計画改定版
 http://www.city.sapporo.jp/sports/vision/visionkai.html
- (3) 札幌市スポーツ施設配置活用実施方針
 https://www.city.sapporo.jp/sports/haichi-katsuyo/

9 所管課

札幌市スポーツ局施設整備担当部施設整備担当課

電話:011-211-3045



